

砥部町教育活動補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 27 日

教育委員会告示 37 号

(趣旨)

第 1 条 砥部町の教育を振興し、心豊かで潤いのある充実した生活の創造を図るため、砥部町立小・中学校が行う各種教育活動に要する経費に対し、町は、予算の範囲内で砥部町教育活動補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 2 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第 4 条 町長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 5 条 申請者は、補助金を請求しようとするときは、補助金支払請求書を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 6 条 町長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(指導監査)

第 7 条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日砥部町告示第 31 号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2 条関係）

補助金の名称	補助対象経費		補助金の額
少年自然の家 利用補助金	一般児童生徒	集団宿泊体験活動に要する経費 交通費、施設利用料等	交通費の1/2の 額 施設利用料全
	要・準要保護児童 生徒	交通費、施設使用料、食事代及び 児童生徒の保護者が集団宿泊体	補助対象経費全額
	特別支援教育就学 奨励費対象児童 生徒	験活動に要する経費として均一 に負担すべきこととなる経費	交通費の3/4の額 施設利用料の全額 上記以外の経費の1/2の額
選手派遣費補助 金	小・中学校の各種大会参加に要する旅費及びその他 町長が認める経費		予算の範囲内で対象とな る経費の全額